

平成25年4月
東京税関業務部

関係各位

航空貨物を対象とするAEO通関業者に係る申告官署の選択制及び
成田地区通関業者に係る成航・成南の選択制について（補足説明）

AEO通関業者の官署選択制及び成田地区の官署選択制については、本年2月に選択制の手続き及び申出について、また、本年3月に7月以降の成田地区の通関体制周知後の申出変更希望についてご連絡をしているところです。

今般、成田南部航空貨物出張所廃止後の平日夜間における通関業務の処理等について、現段階でお知らせできる内容をお伝えさせていただきました。

つきましては、選択制申出の変更を希望される場合は、個別に検討いたしますので、4月12日（金）までに以下の担当までご連絡願います。

【受付担当部門】

変更の申出及び全般について

業務部航空総括部門

03-3599-6524

成航・成南選択制の変更の申出について

成田航空貨物出張所通関総括第1部門

0476-32-6138

成田南部航空貨物出張所通関総括第1部門

0476-33-0559

成田南部航空貨物出張所廃止の時期等について

1. 出張所の廃止時期について

平成 25 年 7 月 1 日を予定している。

2. 管轄区域について

成田南部航空貨物出張所（以下「成南出張所」という。）の管轄区域については、同出張所の廃止後、成田航空貨物出張所（以下「成航出張所」という。）の管轄区域とすることを予定している。

3. 業務に対応する日について

本年 2 月 18 日、「平日、同出張所の所在地において、通関業務、収納業務、検査業務及び保税業務等の一部を処理する予定」とお伝えしたところであるが、業務処理については、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日（以下「休日」という。）を除き、休日以外の日（以下「平日」という。）に各担当職員を配置し行う予定としている。

4. 平日の夜間業務等について

平日夜間における通関業務については、19 時までに申告書類が提出された輸出入申告等を処理することとするが、当該申告等を処理する通関担当の職員を配置する時間については、審査等に要する時間等を考慮しつつ検討中である。

その他、平日夜間における通関業務以外の業務については、現在の成南出張所特別通関部門が行っている業務を行うことを考えているが、具体的な業務内容については検討中である。

なお、平日における通関担当の職員を配置する時間外及び休日については、現在の成南出張所特別通関部門が行っている業務を、現在の成航出張所で受け付けることを予定している。

5. 申告先コードについて

成南出張所廃止後においても、同出張所の所在地で行う輸出入申告等の申告先コードは、現行の申告先コードを存続する方向で検討中である。

なお、平日夜間の19時以降及び休日における、現在の成南出張所への申告については、申告の宛先変更を行うことなく、現在の成航出張所通関部門において通関処理を行うことを予定している。

6. 官署選択制について

成南出張所廃止後においても、認定通関業者の航空官署選択制及び成田地区通関業者の成航出張所及び成南出張所の選択制について、同出張所の所在地を対象として現状を維持する予定としている。

7. 今後の予定について

今後、具体的な業務処理体制について検討を重ね、お知らせできるものについては前広にお知らせすることとしているが、本年5月中を目途に設置予定部門及び担当事務を、6月上旬を目途に設置部門数及びレイアウト等をお知らせすることとしている。